○東京藝術大学美術学部施設環境・安全衛生委員会要項

昭和55年9月11日 教 授 会 決 定

改正 平成8年5月9日

平成13年3月27日 平成18年2月28日

平成17年2月28日 平成19年3月28日

平成20年3月27日

平成21年2月5日

平成25年9月19日

平成25年10月24日

令和4年7月14日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学美術学部施設環境・安全衛生委員会(以下「委 員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 美術学部の建築等計画案の作成に関すること。
 - (2) 美術学部の環境整備計画案の作成に関すること。
 - (3)美術学部の安全衛生に関すること。
 - (4) その他美術学部の施設整備に関すること。

(組織・任期)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、芸術学、文化 財保存学、美術教育及びグローバルアートプラクティスの区分から選出された 教授又は准教授 各1人
 - (2) 安全衛生に関する専門的知識を有する者
 - (3)委員会が指名した者 若干人
- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前 任者の残任期間とする。

(委員長・会議)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くこと ができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都 度、委員会が定める。

附則

- この要項は、昭和55年9月11日から実施する。
- 2 この要項実施後、最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかか わらず昭和57年3月31日までとする。

附則

- この要項は、平成8年5月9日から施行し、平成8年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成17年2月28日から施行する。

附則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- この要項は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成21年2月5日から施行し、平成20年8月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成25年10月1日から施行する。

附則

- この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。 附 則
- この要項は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。